

三重県脳卒中医療福祉連携懇話会設置要綱

(設置)

第1条 三重県での脳卒中医療及び福祉に関わる関係者が連携を深め、それぞれの地域で脳卒中の予防から急性期治療、回復期のリハビリ、在宅での療養が切れ目なく展開されるシステムづくりが行われることを支援するため、「三重県脳卒中医療福祉連携懇話会」(以下「懇話会」という)を設置する。

(業務)

第2条 懇話会は、脳卒中医療及び福祉の連携を深めるため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 脳卒中に関する医療福祉の地域連携の構築について
- (2) 脳卒中地域連携クリティカルパスの構築について
- (3) 脳卒中地域連携に関する人材育成について
- (4) その他医療保健部長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員は、学識経験者を有する者その他医療保健部長が必要と認める者のうちから、医療保健部長が任命する。

(委員の任期)

第4条 懇話会委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(座長等)

第5条 懇話会に座長を置き、懇話会委員から互選により選出する。

- 2 座長は、懇話会の進行を行う。
- 3 座長の承諾で、委員以外の専門家等の意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 懇話会は、その定めによるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属させる委員は、座長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によって定める。

(会議)

第7条 懇話会は、座長が招集し、その議長になる。

(事務局)

第8条 懇話会の庶務は、三重県医療保健部において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営その他懇話会に関し、必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

(付則)

この要綱は、平成19年11月13日から施行する。

(付則)

この要綱は、平成21年2月13日から施行する。

(付則)

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成27年3月23日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成30年4月 日から施行する。